

政策 1 環境先進都市のまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

持続可能な社会の実現に向けた先進的な取組が進められ、
良好な生活環境が整ったまち

現状と課題

地球温暖化の進行による気候変動や生物多様性の喪失をはじめとするさまざまな環境問題に直面する中、持続可能な社会の実現に向けて、国際的な取組が進められています。本市では、これまで地球温暖化対策やごみの減量、公害対策による生活環境の確保に向けた取組を進めてきました。

しかし、世界規模では依然として二酸化炭素の排出量は増加しており、今後一層の地球温暖化が懸念される中、本市においても持続可能な社会の実現のため、エネルギー消費量のさらなる削減が必要であり、適切なエネルギー利用を促進するなど、令和32年(2050年)までに市域の年間温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標に向け、低炭素から脱炭素社会への転換に向けた取組の強化が必要です。

さらに、地球温暖化に伴う熱中症による健康被害への対策を含む新たな対応や、資源循環の観点から人口増加に伴い増加が懸念されるごみの減量及びリサイクル率を高める取組、地震や風水害等で発生する災害廃棄物を円滑に処理する対応も急務となっています。

また、大気や水質、騒音などは環境目標をほぼ達成し、市民意識調査によると快適な生活環境に関する満足度は上昇しています。本市では、駅周辺を環境美化推進重点地区などに指定し、市民や事業者などとポイ捨て、路上喫煙禁止などの取組を進めるとともに、地域の団体と協力しながら、啓発や美化活動を行っています。そのような身近な活動を通じ、環境に対する意識を高める必要があります。

本市の環境政策の基本理念である「もったいない精神」に立ち返り、エネルギーや資源、自然共生を大切にしたいライフスタイルや事業スタイルへの転換を促進する必要があります。

市民意識指標
(主に関連するもの)

	H26	R4 (速報値)	R10 目標
快適な生活環境の確保に満足している市民の割合	26.6%	34.4%	40%
ごみの発生抑制・排出抑制やリサイクルなどごみ減量の取組に満足している市民の割合	25.1%	29.9%	40%

目標への評価
(R4)

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	44.2%	42.0%	13.1%
市職員	61.8%	30.7%	7.5%

令和元年度(2019年度)以降のトピックス

・西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市の隣接中核市(NATS)で「地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定」を締結し、共同で地球温暖化問題の解決に向けた広域的な取組を進めています。



施 策

5-1-1 脱炭素社会への転換の推進

環境部

節エネルギー、省エネルギー、再生可能エネルギー利用の促進に率先して取り組むとともに、市民、事業者に対しても、啓発や情報発信を行います。また、開発事業を持続可能な環境まちづくりに誘導します。熱中症による健康被害を回避するため、国とも連携し、基礎調査や啓発活動、情報発信などの取組を進めます。

5-1-2 資源を大切に作る社会システムの形成

環境部

ごみの発生を抑制し、資源の再使用を促進するとともに、リサイクル率の向上を図るため、市民や事業者と連携しながら啓発活動を進めます。また、安定的に廃棄物処理を行えるよう、処理施設の計画的な維持管理・長寿命化を行います。

5-1-3 安全で健康な生活環境の保全と自然共生の推進

環境部

公害の未然防止や早期解決のため、事業者への助言や指導を行います。また、良好な生活環境の維持や環境衛生の充実、自然共生への理解の促進を図るため、啓発活動や情報発信などの取組を進めます。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策 定 時	見 直 し 時 (R3)	目 標 (R10)
5-1-1	<u>市域の年間温室効果ガス排出量</u>	=	<u>1,451千t-CO₂</u> <u>(R1年度)</u>	<u>1,092千t-CO₂</u>
5-1-1	市域の年間エネルギー消費量	18.9PJ (H27年度)	17.1PJ (R1年度)	13.1PJ
5-1-2	市民1人当たりの1日のごみ排出量	843g (H29年度)	816g	760g
5-1-3	公害に関する苦情を解決した割合	68.1% (H29年度)	65.4%	80%
5-1-3	「環境美化推進団体」の団体数	24団体 (H29年度)	28団体	<u>60団体</u>

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○環境基本計画 ○地球温暖化対策新実行計画 ○一般廃棄物処理基本計画 ○災害廃棄物処理計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○環境基本条例 ○環境の保全等に関する条例 ○廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
○環境美化に関する条例 ○環境まちづくり影響評価条例